

令和3年度 市民税・県民税の申告の手引き①

*申告の必要がある方 (所得税の確定申告をした場合は、市県民税申告は不要です。)

令和3年1月1日現在、砺波市内にお住まいの方で、令和2年中が次に該当する方。

(1) 営業、農業、不動産、配当、一時金などの所得があった方

(2) 給与所得者で、給与以外に20万円以下の所得があった方

(3) 公的年金等の収入が400万円以下で、かつ公的年金等以外に20万円以下の所得があった方

※ (2)(3)の場合は、所得税の確定申告は不要ですが、市県民税の申告は必要です。

(4) 医療費控除、雑損控除、寄附金控除などを受けたい方

※ 年末調整された給与所得のみの方 及び 公的年金等に係る所得のみの方は申告が不要ですが、源泉徴収票に記載されていない各種控除を追加で受けたい場合は、申告が必要です。

(5) 収入のなかった方又は遺族・障害年金などの非課税収入のみの方で、どなたにも扶養されていない方

※ 収入のなかった方(親族に扶養されている方を含む)であっても、国民健康保険税の算定や各種福祉関係の助成、所得の証明などの行政サービスを受けるために市県民税の申告が必要となる場合があります。該当する方は、申告書裏面下部「令和2年中に収入(所得)がなかった方の記入欄」を記入してください。

※(1)～(3) 20万円超の場合、
所得税の確定申告が必要となることがあります。

*申告に必要なもの (令和2年中のものに限る。)

(1) 市民税・県民税申告書

※ 申告者本人、控除対象配偶者、扶養親族及び事業専従者等のマイナンバーを記載願います。

(2) 申告者本人の「マイナンバーカード(個人番号カード)」又は「通知カード + 身元確認書類1点」

※ 身元確認書類とは、運転免許証、公的医療保険の被保険者証などです。

※ 申告書を郵送提出される場合は、写し(マイナンバーカードは両面の写し)を添付願います。

(3) 印鑑(認印)

(4) 収入や必要経費が確認できるもの(源泉徴収票、收支内訳書、支払調書などの原本)

(5) 所得控除額が確認できるもの

◆ 雑 損 控 除	災害関連支出の領収書、災害・盗難・火災の事実を証する書類
◆ 医 療 費 控 除	医療費等の領収書と保険金などで補てんされた金額が分かるもの ⇒あらかじめ領収書をまとめ、 <u>個人ごと、病院ごとに医療費控除の明細書を作成した上でお越しく下さい。</u>
◆ 社 会 保 険 料 控 除	健康保険料などの場合は、領収書 国民年金保険料・国民年金基金の掛金の場合は、控除証明書
◆ 生 命 (地 震) 保 険 料 控 除	保険会社などが発行する控除証明書
◆ 障 害 者 控 除	各種障害者手帳、障害者控除対象者認定書など
◆ 寄 附 金 税 額 控 除	寄附金受領証など

※ 国外に居住する親族に係る配偶者控除、扶養控除又は障害者控除の適用を受ける場合には、以下2点の書類を提出又は提示する必要があります。

1 親族関係書類：親族であることを証する書類

2 送金関係書類：親族の生活費等に充てる支払を必要の都度、各人に行ったことを明らかにする書類

*申告書の提出方法

申告書は、申告会場まで持参又は郵便で税務課へご提出ください。

申告期限は、**令和3年3月15日(月)**です。

お問合せ先(提出先)

〒939-1398 砺波市栄町7番3号

砺波市 税務課 市民税係 ☎33-1346 (直通)

令和3年度（令和2年分）の申告から適用される主な税制の変更点

◆給与所得控除・公的年金等控除の見直し

給与所得控除・公的年金等控除が一律10万円引き下げられます。そのほか控除上限額なども変わります。

それに伴い、所得金額調整控除の創設や、総所得金額や合計所得金額を要件とする基準の引き上げが行われています。

◆基礎控除の見直し

基礎控除額が10万円引き上げられます。

ただし、合計所得金額が2,400万円を超える方は、合計所得金額に応じて控除額が逦減し、

2,500万円を超えると基礎控除は適用されなくなります。

◆ひとり親控除の創設 寡婦（夫）控除の変更

婚姻歴や性別に関わらず要件を満たす場合は、30万円を控除することができます。

* 申告書の【裏面】について（その他）

【表面】については手引き②を参照ください

11 事業専従者に関する事項

事業専従者（あなたと生計を一にする配偶者その他の親族で、あなたの事業に6か月を超えて従事している方）がいる場合は、記入してください。

次のいずれか低い金額が、専従者給与（控除）額となります。

- ① 500,000円（配偶者の場合は860,000円）
- ② 【(事業+不動産+山林)所得】÷(専従者の数+1)

13 事業税に関する事項

この申告書を提出した方は、事業税の申告書を提出する必要はありません。事業税に関する詳細は、富山県総合県税事務所までお問合せください。

（富山県総合県税事務所 TEL076-444-4506）

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割（税率5%）が特別徴収された特定配当等について申告し、配当割額控除を受ける場合、及び株式等譲渡所得割（税率5%）が特別徴収された株式等譲渡所得を申告し、株式等譲渡所得割額控除を受けようとする場合は記入してください。

15 寄附金に関する事項

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。（ふるさと納税をされた方は、「都道府県、市区町村分（特例控除対象）」欄へ記入してください。）

※ ふるさと納税に係る総務大臣の指定がない地方公共団体への寄附は、「住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分（特例控除対象以外）」に記入してください。

※ 寄附金受領書は、必ず申告書に添付してください。

◎ 令和2年中に収入がなかった方の記入欄

令和2年1月から12月までの間、所得がなかった方は、該当する項目の□欄に✓印を記入し、その間の状況を申告してください。

- 上場株式等の配当所得（支払い時に源泉徴収されたもの）または源泉徴収口座における株式等譲渡所得等がある方で、所得税と市県民税で異なる課税方式を選択される方は、お申し出ください。

* 市民税・県民税の計算方法 *

	市民税	県民税	合計
均等割額	3,500円	2,000円	5,500円
所得割額	(税率)6%	(税率)4%	(税率)10%

総所得金額 (申告書②)	－	所得控除合計 (申告書③)	=	課税標準額 (1,000円未満切捨て)
課税標準額	×	税率10% (市民税6%、県民税4%)	－	(税額控除額※)
			=	所得割額 (100円未満切捨て)
所得割額	+	均等割額 5,500円	=	市県民税の年税額

※ 税額控除額とは、調整控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除等の合計額を指します。

令和 3 年度 市民税・県民税申告書

表

記載例

※ 所得がない方も、裏面下部を記入して提出してください。

※市整理欄		行政区番号	市整理欄											
		世帯番号												
		宛名番号												
		業種又は職業	会社員											
		電話番号	0763-33-1111											
		個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2
氏名	印	生年月日	大(昭)平・令		世帯主の氏名		砺波 太郎					世帯主との続柄		本人
		29・4・27												

令和 年 月 日 提出

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料				
	国民健康保険税	円	国民年金保険料	円				
	後期高齢者医療保険料	円	源泉徴収票のとおり	70,000 円				
	介護保険料	100,000 円		円				
	合計			170,000 円				
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計					
		円		100,000 円				
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計					
		円		100,000 円				
	介護医療保険料の計	80,000 円	※それぞれの保険料支払額の計を記入					
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計					
		円		50,000 円				
⑰ ⑱ 寡婦控除 ひとり親控除 勤労学生控除	⑰ <input type="checkbox"/> 寡婦控除 (<input type="checkbox"/> 死別 <input type="checkbox"/> 生死不明 <input type="checkbox"/> 離婚 <input type="checkbox"/> 未帰還)	⑱ <input type="checkbox"/> ひとり親控除	⑲ <input type="checkbox"/> 勤労学生控除 (学校名)					
⑳ 障害者控除	フリガナ		障害の程度	普・特・同特				
	1 氏名							
	個人番号							
	フリガナ		障害の程度	普・特・同特				
2 氏名								
個人番号								
㉑ ㉒ 配偶者控除・ 配偶者特別控除・ 同一生計配偶者	配偶者 フリガナ 氏名	トナミ ハナ	生年月日	大(昭)平 34・5・22				
	氏名	砺波 花	配偶者の 合計所得金額	250,000 円				
㉓ 扶養 控除	フリガナ	トナミ シンタロウ	生年月日	大(昭)平 8・10・11	同居・ 別居の 区分	同・別	続柄	父
	1 氏名	砺波 親太郎						
	個人番号	3, 4, 5, 6, 7, 8, 9, 0, 1, 2, 3, 4	控除額	45 万円				
	フリガナ	トナミ コタロウ	生年月日	大(昭)平 7・4・10	同居・ 別居の 区分	同(別)	続柄	子
	2 氏名	砺波 小太郎						
	個人番号	4, 5, 6, 7, 8, 9, 0, 1, 2, 3, 4, 5	控除額	33 万円				
	フリガナ		生年月日	大・昭・平	同居・ 別居の 区分	同・別	続柄	
	3 氏名							
個人番号		控除額	万円					
16歳未満の扶養親族	フリガナ		生年月日	平・令	同居・ 別居の 区分	同・別	続柄	
	1 氏名							
	個人番号							
	フリガナ		生年月日	平・令	同居・ 別居の 区分	同・別	続柄	
	2 氏名							
	個人番号							
フリガナ		生年月日	平・令	同居・ 別居の 区分	同・別	続柄		
3 氏名								
個人番号								

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号、扶養控除額の合計を記入してください。

㉔ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差し引損失のうち災害関連支出の金額
㉕ 医療費控除	支払った医療費等	200,000 円	保険金などで補てんされる金額
			0 円

㉔セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の口「1」と記入してください。

1 収入金額等	事業	営業等	ア	円	
		農業	イ	円	
		不動産	ウ	200,000 円	
		利子	エ	円	
		配当	オ	円	
		給与	カ	700,000 円	
	雑		公的年金等	キ	2,500,000 円
			業務	ク	円
			その他	ケ	300,000 円
	総合譲渡		短期	コ	円
		長期	サ	円	
	一時	シ	円		
2 所得金額	事業	営業等	①	円	
		農業	②	円	
		不動産	③	20,000 円	
		利子	④	円	
		配当	⑤	円	
		給与	⑥	50,000 円	
	雑		公的年金等	⑦	1,400,000 円
			業務	⑧	円
			その他	⑨	30,000 円
		雑合計 (⑦+⑧+⑨)	⑩	1,430,000 円	
	総合譲渡・一時 合計 (①~⑥+⑩+⑪)	⑫	1,500,000 円		
4 所得から差し引かれる金額		社会保険料控除	⑬	170,000 円	
		小規模企業 共済等掛金控除	⑭	円	
		生命保険料控除	⑮	70,000 円	
		地震保険料控除	⑯	10,000 円	
		寡婦、ひとり親控除	⑰⑱	円	
		勤労学生 障害者控除	⑲⑳	円	
		配偶者(特別)控除	㉑㉒	330,000 円	
		扶養控除	㉓	780,000 円	
	基礎控除	㉔	430,000 円		
	⑬から㉔までの計	㉕	1,790,000 円		
	雑損控除	㉖	円		
	医療費控除	区分	㉗	125,000 円	
	合計 (㉕+㉖+㉗)	㉘	1,915,000 円		

5 給与と公的年金等以外の所得に係る市民税・県民税の納税方法の選択

(令和3年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)
 給与から差引き(特別徴収)
 自分で納付(普通徴収)

分離課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分離課税用)」を合わせて提出してください。

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

6 給与所得の内訳

① 勤務先名	〇〇株式会社		
勤務先所在地	砺波市〇〇町×番△△号		
電話番号	0763-〇〇-〇〇〇〇		
勤務期間	1月～12月		
収入合計額	700,000 円		
② 勤務先名			
勤務先所在地			
電話番号			
勤務期間	月～月		
収入合計額	円		
③ 勤務先名			
勤務先所在地			
電話番号			
勤務期間	月～月		
収入合計額	円		

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
不動産	砺波市〇〇町◇◇番	200,000 円	180,000 円	0 円
		円	円	円
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	支払確定年月	収入金額	必要経費
	令和 年 月	円	円
	令和 年 月	円	円
	令和 年 月	円	円
	国外株式等に係る外国所得税額		円

9 雑所得（公的年金等以外）に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
個人年金	〇〇生命保険（株）	300,000 円	270,000 円
		円	円
		円	円
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

総合譲渡	短期	収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額－特別控除額)
		円	円	円	円	円
	長期	円	円	円	円	円
	一時	円	円	円	円	円
合計 ｲ+ [(ロ+ハ)×1/2]						円

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のサに、ハの金額を表面のシに記入してください。
右のニの金額を表面の⑩の所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	大・昭・平	専従者給与(控除)額	円
1				大・昭・平		円
フリガナ	氏名	続柄	生年月日	大・昭・平	専従者給与(控除)額	円
2				大・昭・平		円
所得税における青色申告の承認の有無				承認あり・承認なし	合計額	円

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額	円
損益通算の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類 損失額、被災損失額(白)	円
前年中の開廃業	開始・廃止 月 日	
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等		

この申告書を提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	住所	個人番号
1	トナミ コタロウ	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 ××アパート△△号室	4, 5, 6, 7, 8, 9, 0, 1, 2, 3, 4, 5
2			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配当割額控除額	円
株式等譲渡所得割額控除額	円

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	大・昭・平
				大・昭・平
個人番号				特別障害者に該当する場合 <input type="checkbox"/>
別居の場合の住所				

17 その他の事項

配当に関する住民税の特例	円			
農業	分産肉用牛	円	免税所得	円
備考				

□令和2年中に収入(所得)がなかった方の記入欄

(該当する項目にチェックを付けて記入してください。)

<input type="checkbox"/> 次の者から扶養又は援助を受けていた。 (住所)	<input type="checkbox"/> 遺族年金、傷病手当、障害年金等を受給していた。 (種類)
(氏名) (続柄)	<input type="checkbox"/> 学生であった。 (学校名)
<input type="checkbox"/> 雇用保険(失業保険)を受給していた。 (期間) 年 月 ~ 年 月	<input type="checkbox"/> その他(生活状況について具体的にご記入ください。)
<input type="checkbox"/> 預貯金等で生活していた。	